

様式 2

知公第 55-9 号

県の回答（対応状況等）

令和 6 年 7 月 4 日

（ご意見標題） 県が管理する歩道への迷惑駐車への対応がされないことについて

（担当課） 土木建築部南部土木事務所

（ご意見要約）

八重瀬町の国道 507 号の歩道の一部を駐車車両（不動車）で占有している状態が続いているので、速やかに対策を取ること。

（回 答）

ご意見の八重瀬町の国道 507 号の歩道占有対策については、過日より情報提供を受けているところであります。

情報提供を踏まえて、現地状況や関係資料の確認を行い、車両への警告札の貼り付けや架電により所有者へ車両の早期移動を促したところ、準備が整い次第移動すると返答いただいたところであり、継続して指導を行っていくこととしております。

引き続き、南部土木事務所が所管する道路、河川等の公共土木施設の維持管理行政につきましては、県民の皆様の安全・安心を確保しつつ、効果的で適正な利用が図られるよう努めていく所存でありますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。